

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

(責務)

第1条 提出者又は申請者（以下「甲」という。）及び株式会社確認検査機構プラン21（以下「乙」という。）は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）、これに基づく命令及び告示を遵守し、この約款（計画書、引受承諾書を含む。以下同じ。）及び乙の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 甲は、乙への計画書、申請書及び添付図書（以下「提出書類」という。）に記載の事項が事実と相違ない旨を計画書又は申請書に記載しなければならない。

3 乙は、善良なる管理者の注意をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

5 甲は、規程に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の判定料金（証明料金含む。以下「判定料金」という。）を、第条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

6 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象の建築物（以下「対象建築物」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

7 甲は、乙の建築物エネルギー消費性能適合性判定業務（以下「判定業務」という。）において、対象建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）及び軽微変更該当証明申請（以下「申請」という。）に係る提出書類に関し、乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書の提出等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、計画の提出にあつては提出を受けた日から14日以内、申請にあつては甲乙協議して定めた日とする。

2 乙は、適合判定通知書を交付することができない合理的な理由があるとき又は計画若しくは申請が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、前項の期間を延長することができる。

3 乙は、甲が前条第5項から第7項までに定める責務を怠ったときその他乙の責めに帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認

められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(判定料金の支払期日)

第3条 甲の支払期日は、建築物エネルギー消費性能確保計画若しくは軽微変更該当証明申請の引受け承諾書の交付時とする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合は、他の期日を取り決めることができる。

3 甲が、第1項及び第2項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合判定通知書又は軽微変更該当証明書を交付しない。この場合において、乙が当該適合証を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(判定料金の支払方法)

第4条 甲は、判定料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込み又は現金により支払うものとする。なお、振込みに係る費用は甲の負担とする。

2 甲は、甲乙協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(審査中の計画変更)

第5条 甲は、適合判定通知書等の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合、甲は、当該計画の提出又は申請（以下「提出等」という。）を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物の計画を乙に再度提出等する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の提出等の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのないとき

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画の提出等を取り下げる旨を通知することにより、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該判定料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、判定料金を支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合判定通知書を交付することができないとき

- 2 前項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、当該判定料金がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項について責任を負わない。

- (1) 甲の提出等に係る建築物が建築基準法その他の法令に適合することの保証
- (2) 乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物に瑕疵がないことの保証
- (3) 甲が提出等した提出書類に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合の当該判定業務の結果につて
- (4) 甲の委任及び代理に関して紛争が生じた場合
- (5) 乙による故意または重大な過失がない場合

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は以下に掲げる各号もいずれかに該当するものには適用しない。

- (1)既に公知の情報である場合
- (2)甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合
- (3)所管行政庁等から開示を求められた場合又は公的機関から法令等に基づき開示を求められた場合

(事前相談)

第10条 規程第31条に基づき、甲が、対象建築物の計画または申請に先立ち乙に事前相談をおこなった場合、その相談内容ならびに結果については、乙は責任を負わず、かつ甲の責任において取扱うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 甲及び乙は、自己若しくは自己の役員又はこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当しないこと、将来にわたって該当しないこと及びこれらの反社会的勢力と関係を持たないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。

3 甲又は乙は、相手方が前2項の一にでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。

4 前項によりこの契約が解除された場合、解除した者は、相手方に損害が生じても一切責任を負わず、また解除した者に損害が生じたときは、相手方に対しその損害の賠償を請求することができる。

(約款の変更)

第12条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第548条の4(定型約款の変更)の規定に基づき、この約款を変更することができる。

2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改訂日から適用されるものとする。

(別途協議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則) この約款は2024年7月20日より適用する。

制定日：2024 年 7 月 20 日